下請法クイズ

公正取引委員会は、下請代金支払遅延等防止法（下請法）の運用により、親事業者と下請事業者との間の取引の公正化に努めています。さて、公正取引委員会が出題する下請法クイズ。あなたは答えが分かりますか？

【問】次の取引のうち、下請法の適用があるものには○を、そうでないものには×を付けてください。

1　インテリア製品を販売するA社（資本金3億円）が、無料で消費者に配布するカタログを自社では印刷できないため、B社（資本金500万円）に対してその印刷を委託した。

2　自動車の修理を請け負っているC社（資本金8,000万円）が、D社（資本金2,000万円）に対して、自動車の鈑金修理を委託した。

3　家電製品の製造・販売を行っているE社（資本金8億円）、F社（資本金3,000万円）に対して自社で販売する家電製品に内蔵されている制御プログラムの作成を委託した。

4　住宅の建設を請け負っているG社（資本金4億円）が、H社（資本金5,000万円）に対して住宅の配管工事を委託した。

下請法、下請取引に関する御意見・御相談については、公正取引委員会事務総局中部事務所　下請課
電話 052-961-9424（直通）　FAX 052-971-5003　ホームページ http://www.jftc.go.jp へ

【回答】1→×、2→×、3→○、4→×

解 説

下請法は、適用の対象となる下請取引の範囲を「取引の内容（製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託）」と「取引当事者の資本金（又は出資の総額。以下同じ。）の区分」の両面から定めており、この2つの条件を満たすと下請法が適用されます。

1：自社で使用する物品（無料で消費者に配布する商品カタログ）の製造（印刷）を業として行っている事業者が、他の事業者にその製造を委託する場合には「製造委託」として下請法の対象となりますが、A社は商品カタログの印刷を自社で行っていないため、「製造委託」には該当せず、下請法の対象とはなりません。

2：物品の修理を業として請け負っている事業者が、その修理を委託しているため「修理委託」に該当します。しかし、「修理委託」では、委託元の資本金が1,000万円超から3億円以下の場合、委託先が資本金1,000万円以下の事業者または個人事業者でなければ下請法の適用対象とならないため、本件の場合、下請法は適用されません。

3：情報成果物（家電製品に内蔵された制御プログラム等）を業として提供している事業者が、他の事業者にその情報成果物の作成を委託しているため「情報成果物作成委託」に該当します。「情報成果物作成委託（プログラムの作成）」では、委託元の資本金が3億円超の場合、委託先が資本金3億円以下の事業者又は個人事業者であれば下請法の適用対象となります。なお、「提供」には制御プログラムとして物品等に内蔵されて提供される場合も含まれます。

4：建設工事の請負契約については、下請法の適用対象とはなりません。

三重県と県内市町からのお知らせです

個人住民税（県民税・市町民税）の特別徴収を徹底します！

従業員（給与所得者）の個人住民税は、給与から「特別徴収」して、従業員の住所地の市町へ納めなければならないこととなっています。

○所得税を源泉徴収して、個人住民税は特別徴収しない、ということは法令で認められていません。

○原則として、パート・アルバイトを含むすべての従業員から特別徴収をする必要があります。

○該当事業所には毎年5月に「給与所得等に係る市町民税・県民税特別徴収税額の決定通知書」が届きますので、特別徴収を実施していただかなければなりません。特別徴収を怠った場合、事業主の滞納となり、滞納処分になる場合がありますので、ご注意ください。

三重県と県内全市町では、平成26年度から、個人住民税の特別徴収を徹底します。ご理解とご協力をお願いいたします。

個人住民税の特別徴収制度について詳しいことは、市町の個人住民税担当課へお問い合わせください。